

業務委託仕様書

- 1 業務名 大気汚染物質分析業務
- 2 期間 2026年（令和8年）4月1日から
2027年（令和9年）3月31日まで
- 3 分析項目、分析方法、検体数

(1)分析項目

アクリロニトリル	ベンゼン	ニッケル化合物
塩化ビニルモノマー	トルエン	ベリリウム及びその化合物
クロロホルム	塩化メチル	マンガン及びその化合物
1,2-ジクロロエタン	アセトアルデヒド	クロム及び三価クロム化合物
ジクロロメタン	ホルムアルデヒド	ひ素及びその化合物
テトラクロロエチレン	酸化エチレン	六価クロム化合物
トリクロロエチレン	ベンゾ「a」ピレン	ダイオキシン類
1,3-ブタジエン	水銀及びその化合物	

○採取方法・分析方法は、有害大気汚染物質等測定方法マニュアル（平成31年3月（令和6年3月改訂） 環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき実施するものとする。実施に当たっては、「『大気粉じん中のクロムの形態別測定方法』に関する留意事項について（周知）」（令和4年4月26日付け事務連絡）に留意すること。

○ダイオキシン類については、ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル（令和4年3月 環境省水・大気環境局総務課・大気環境課）に基づくものとする。

※必要があれば目標定量下限値については契約後別途協議する。

(2) 測定地点及び年間検体数 ※別紙「大気汚染物質調査地点図」参照

分析項目	⑥松永小学校	①南小学校	④曙小学校	⑦福山市役所	②培遠中学校	⑤駅家北小学校	⑧神辺支所	⑱沼隈支所
アクリロニトリル		1 2						
塩化ビニルモノマー		1 2						
クロロホルム		1 2						
1,2-ジクロロエタン		1 2	1 2					
ジクロロメタン		1 2	1 2					1 2
テトラクロロエチレン		1 2	1 2					1 2
トリクロロエチレン		1 2	1 2					1 2
1,3-ブタジエン		1 2		1 2				
ベンゼン		1 2	1 2	1 2				1 2
トルエン		1 2		1 2				
塩化メチル		1 2						
アセトアルデヒド		1 2	1 2	1 2				
ホルムアルデヒド		1 2	1 2	1 2				
酸化エチレン		1 2	1 2					
ベンゾ「a」ピレン		1 2		1 2				
水銀及びその化合物		1 2	1 2					
ニッケル化合物		1 2	1 2					
ベリリウム及びその化合物		1 2						
マンガン及びその化合物		1 2	1 2					1 2
クロム及び三価クロム化合物		1 2						
ひ素及びその化合物		1 2	1 2					
六価クロム化合物		1 2						
ダイオキシン類	4	4	4		4	4	4	

○有害大気汚染物質（ダイオキシン類を除く、24時間連続サンプリング）
4地点で年12回（毎月1回）計48検体の測定をする。

- ①南小学校（明治町4-1） 22項目
- ④曙小学校（曙町五丁目16-3） 12項目
- ⑦福山市役所（東桜町3-5） 6項目
- ⑱沼隈支所（沼隈町大字草深1889-6） 5項目

○ダイオキシン類（1週間連続サンプリング）

6地点で年4回（5月、8月、11月、2月）計24検体の測定をする。

- ⑥松永小学校（松永町六丁目7-11-8） ①南小学校（明治町4-1）
- ④曙小学校（曙町五丁目16-3） ②培遠中学校（春日町三丁目15-18）
- ⑤駅家北小学校（駅家町大字法成寺67） ⑧神辺支所（神辺町大字川北1151-1）

※試料採取中等に異常と認められた場合は、近日中（同月内）に再度採取し分析を行う。また、分析値が異常な場合は、直ちに発注者に連絡しその指示に従うものとする。再採取、再分析を行う場合がある。

※測定地点の変更が必要な際は、別途協議する。

※⑦福山市役所地点では、風向風速計を受注者側で用意、設置し測定すること。

※各測定箇所です試料採取時の状況を確認し、異常などの無いことを確認すること。

例えば、1日1回以上点検し、その際に周囲の状況を水平方向360°、1分

間以上の動画で記録する事など。

※試料採取用機器にはサイレンサーを設置する等適切な防音対策を講ずること。

4 同時測定による精度管理試験を次のとおり行う。時期・場所等については、別途協議する。

- (1) 有害大気汚染物質は4回／年(各測定箇所でも1回ずつ)行う。
- (2) ダイオキシン類は2回／年行う。

5 検体採取日程

毎月5日までに実施することを原則とする。(ダイオキシン類については、別途受注者から日程案を提示し、協議するものとする。)

6 結果報告

- (1) 受注者は、分析業務結果報告書と発注者が別途提供するデータシート(別紙1)を分析結果が判明次第速やかに発注者に提出するものとする。なお、データシートについては、電子ファイルでの提出とする。
- (2) 報告書は、分析結果に関連するものの他、過去の分析値や他都市との比較などの文献調査を行い、その評価を含むものとする。
- (3) 受注者は、業務終了後(3月末)に業務委託完了届を発注者に提出するものとする。

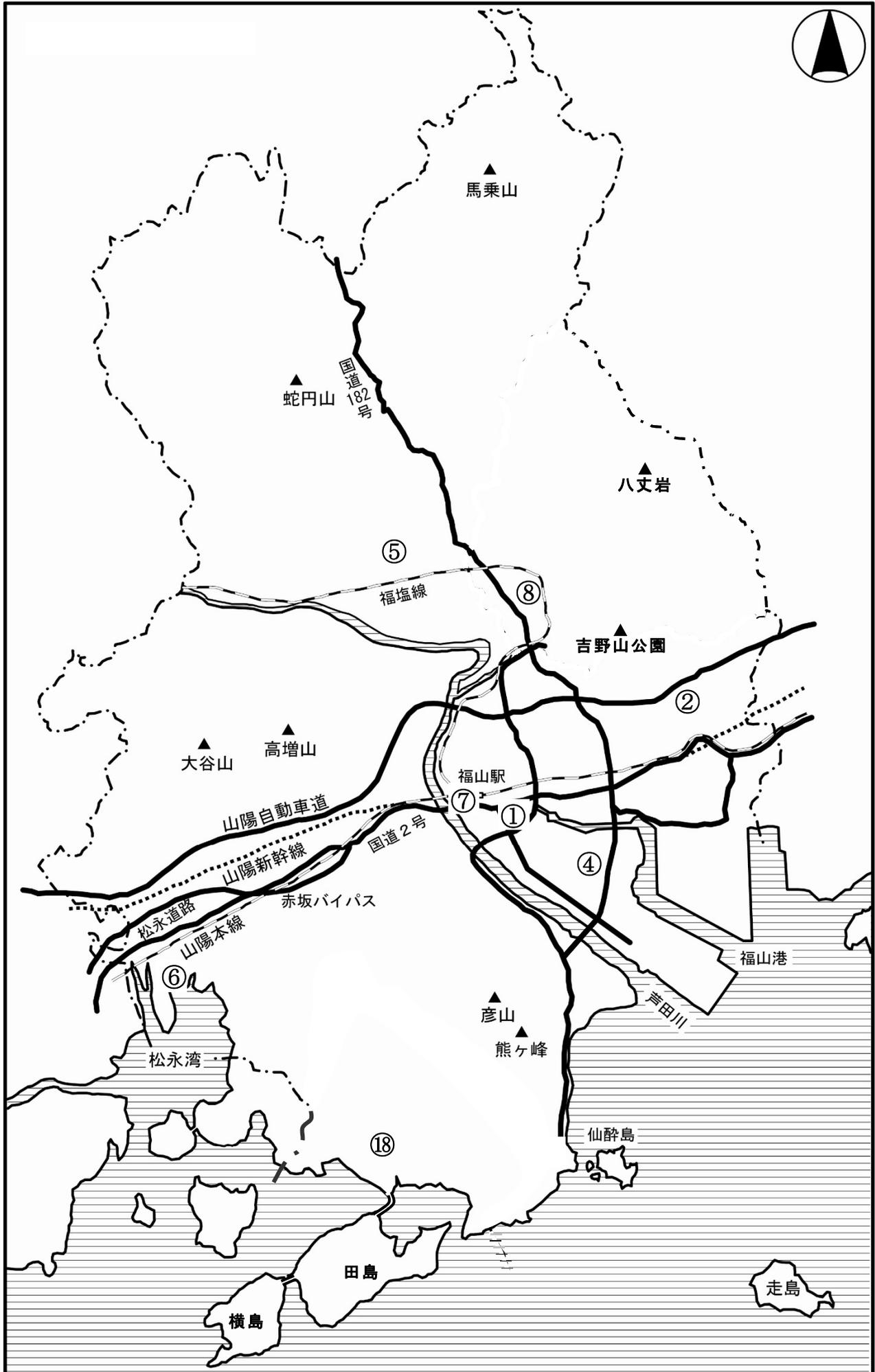
7 業務委託料の請求及び支払

業務委託料は、年1回支払うものとし、業務委託の検査完了後、受注者の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

8 その他

- (1) 受注者は契約後、速やかに担当者を派遣し、本仕様書に基づき測定に関する詳細な打合せを行い、実施するものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、業務執行の担当者を明確にするため、発注者の監督員を定め、受注者に「権限委任(職務分担)通知書」で通知する。
- (3) 契約書及び仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。
- (4) 仕様書に記載がない事項であっても調査上当然必要な事項については、業務内容に含むものとする。
- (5) 既設構造物などを汚染し、又は損害を与えた時は、受注者の責任で復旧しなければならない。
- (6) 測定が完了したときは、受注者は速やかに不要材料等を処分もしくは撤去し、清掃し元の状態に戻さなければならない。
- (7) 業務完了後は、速やかに調査報告書を1部提出し、本市担当者の検査を受けるものとする。また、発注者の請求により環境省報告様式(様式は別途提供)を作成するものとする。

大気汚染物質調査地点図



有害大気汚染物質調査結果

(別紙1)

2026年度(令和8年度)

測定場所	分析項目	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最小値	最大値	
⑯ 沼隈支所	ジクロロメタン	μg/m ³																
	テトラクロロエチレン	μg/m ³																
	トリクロロエチレン	μg/m ³																
	ベンゼン	μg/m ³																
	マンガン及びその化合物	ng/m ³																
① 南小学校	アクリロニトリル	μg/m ³																
	アセトアルデヒド	μg/m ³																
	塩化ビニルモノマー	μg/m ³																
	クロロホルム	μg/m ³																
	酸化エチレン	μg/m ³																
	1, 2-ジクロロエタン	μg/m ³																
	ジクロロメタン	μg/m ³																
	水銀及びその化合物	ng/m ³																
	テトラクロロエチレン	μg/m ³																
	トリクロロエチレン	μg/m ³																
	ニッケル化合物	ng/m ³																
	ヒ素及びその化合物	ng/m ³																
	1, 3-ブタジエン	μg/m ³																
	ベリリウム及びその化合物	ng/m ³																
	ベンゼン	μg/m ³																
	トルエン	μg/m ³																
	塩化メチル	μg/m ³																
	ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³																
	ホルムアルデヒド	μg/m ³																
	マンガン及びその化合物	ng/m ³																
クロム及び三価クロム化合物	ng/m ³																	
六価クロム化合物	ng/m ³																	
④ 曙小学校	アセトアルデヒド	μg/m ³																
	酸化エチレン	μg/m ³																
	1, 2-ジクロロエタン	μg/m ³																
	ジクロロメタン	μg/m ³																
	水銀及びその化合物	ng/m ³																
	テトラクロロエチレン	μg/m ³																
	トリクロロエチレン	μg/m ³																
	ニッケル化合物	ng/m ³																
	ヒ素及びその化合物	ng/m ³																
	ベンゼン	μg/m ³																
⑦ 福山市役所	ホルムアルデヒド	μg/m ³																
	1, 3-ブタジエン	μg/m ³																
	ベンゼン	μg/m ³																
	トルエン	μg/m ³																
	ベンゾ [a] ピレン	ng/m ³																
ホルムアルデヒド	μg/m ³																	

(備考) * : 測定値が検出下限値以上定量下限値未満の時である。
 ND : 測定値が検出下限値未満の時で、数値は検出下限値の1/2の値である。
 平均値算出にあたり、検出下限値未満の場合は検出下限値の1/2の値を用いた。